

3. 市役所での手続き

3-1. 戸籍・住民票関係の手続き

(1) 死亡届(亡くなられた方全員が必要となる手続きです)

手続き・必要なもの	届出人
死亡に伴い必ず必要となる手続きです。届出に基づき、火葬許可証を交付します。	親族
▼死亡届 ☐ 医師作成の死亡診断書、または死体検案書 ※各種手続き(銀行や生命保険など)で死亡届の写しの提出が必要となる事がありますので、届出前にコピーを取られることをお勧めします。 故人の本籍地、死亡地、届出人の所在地の市区町村窓口に出できます。 ※死亡届出及び火葬許可証の火葬場への提出は、葬祭業者が代行することができます。	問合せ先 総合窓口課記録係(042-335-4555) E-mail:koseki01@city.fuchu.tokyo.jp 東部出張所(白糸台文化センター) (042-363-6208) 西部出張所(西府文化センター) (042-364-0811) ※執務時間外は、市役所警備員室
	期限 死亡を知った日から7日以内 国外にいる場合は3か月以内

(2) 世帯主の場合(同世帯に15歳以上の方が2人以上いる場合)

手続き・必要なもの	届出人
世帯主が亡くなられ、同世帯に15歳以上の方が2人以上いる場合は、世帯主変更の手続きが必要です。 ※同世帯に15歳以上の方が1人の場合、その方を世帯主としますので、手続きは不要です。 ※世帯主以外に世帯員がいない場合は、死亡届の提出により住民票を消除しますので、手続きは不要です。	亡くなられた方と同世帯の方
▼世帯主変更届 ☐ 届出人の本人確認書類 (例：マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど) ※亡くなられた方と別世帯の方が届出される場合は、委任状が必要です。	問合せ先 総合窓口課窓口第1係(042-335-4333) E-mail:soumado02@city.fuchu.tokyo.jp 東部出張所(白糸台文化センター) (042-363-6208) 西部出張所(西府文化センター) (042-364-0811)
	期限 速やかに

(3) 住民基本台帳カードを持っている場合

手続き・必要なもの	届出人
死亡届の提出による住民票の消除に合わせて、住民基本台帳カードは無効となりますので、返納してください。	親族
▼住民基本台帳カードの返納届 ☐ 住民基本台帳カード ☐ 届出人の本人確認書類 (例：運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)	問合せ先 総合窓口課窓口第1係(042-335-4333) E-mail:soumado02@city.fuchu.tokyo.jp
	期限 速やかに

(4) マイナンバーカード・通知カードを持っている場合

手続き・必要なもの	届出人
亡くなられた方についての他の手続きでマイナンバーが必要となる場合があります。他の手続き終了後に返納してください。 ▼マイナンバーカード・通知カードの返納届 ☐ マイナンバーカード・通知カード ☐ 届出人の本人確認書類(例：マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)	親族
	問合せ先
	総合窓口課窓口第1係(042-335-4439) E-mail:soumado02@city.fuchu.tokyo.jp
	期限
	なし

(5) 印鑑登録証・ふちゅう市民カードを持っている場合

手続き・必要なもの	届出人
死亡届の提出による住民票の消除によって、印鑑登録証・ふちゅう市民カードは自動的に抹消されます。特別な手続きは必要ありませんので、カードはハサミを入れて廃棄をお願いします。	—
	問合せ先
	総合窓口課窓口第1係(042-335-4333) E-mail:soumado02@city.fuchu.tokyo.jp
	期限
	なし

(6) 外国籍の場合

手続き・必要なもの	届出人
▼在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書の返納 返納方法については、最寄りの地方出入国在留管理官署に直接持参していただくか、郵送をご希望の場合は右記の【郵送の場合】の郵送先に送付して返納してください。	親族または同居人
	問合せ先
	【窓口の場合】 東京出入国在留管理局立川出張所 (東京都国立市北3-31-2立川法務総合庁舎) 【郵送の場合】 東京出入国在留管理局おだいば分室 (〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階) ※封筒の表に「在留カードなど返納」と表記してください。 【問合せ先】 東京出入国在留管理局(03-3599-1068)
	期限
	死亡の日から14日以内

死亡の記載がされた戸籍謄本などの発行について

戸籍に死亡の記載がされるまでにおおむね次の日数がかかります。

- ・本籍地に死亡届出をした場合→10日
- ・本籍地以外に死亡届出をした場合→3週間

※大型連休や年末年始を挟む場合、これより日数がかかることがあります。

※相続などの手続きには、相続人の確定のため、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本や除籍謄本などが必要となる場合があります。

※令和 6 年 3 月 1 日から本籍地以外の全国の市区町村窓口でも戸籍(除籍)謄本など戸籍の証明書が取得できるようになりました。ただし、取得するには条件があります。詳しくは市のホームページなどでご確認ください。

問合せ先

【死亡届に関すること】

総合窓口課記録係(042-335-4555)

E-mail: koseki01@city.fuchu.tokyo.jp

【戸籍の証明書に関すること】

総合窓口課第1係(042-335-4333)

E-mail:soumado02@city.fuchu.tokyo.jp

MEMO

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

3-2. 介護保険に関する手続き

(1) 65歳以上の方(または2号被保険者で介護保険被保険者証をお持ちの方)の場合

手続き・必要なもの	届出人
▼介護保険被保険者証などの返納 ☐ 亡くなられた方の介護保険被保険者証 ☐ 亡くなられた方の介護保険負担割合証(交付されている場合) ※介護保険課及び各文化センターに回収ボックスがあります。	どなたでも可
▼介護関係書類の送付先変更届(住所地以外に書類を送付希望の方)	問合せ先 介護保険課資格保険料係 (042-335-4021) Email:kaigo01@city.fuchu.tokyo.jp
	期限 なし

(2) 高額介護サービス費の支払いを受けている場合

手続き・必要なもの	届出人
▼高額介護サービス費の振り込み先口座変更届 (口座の登録が亡くなられた本人の口座であった場合、変更が必要です。) ☐ 変更する振込先口座の通帳 ☐ 相続人代表者の印 ※朱肉で押印するもの	親族(相続人代表者)
	問合せ先 介護保険課介護サービス係 (042-335-4470) Email:kaigo01@city.fuchu.tokyo.jp
	期限 高額介護サービス費の支払い対象となる介護サービス利用月から2年

(3) おむつの現金助成を受けている場合

手続き・必要なもの	届出人
▼おむつ現金助成の口座変更の手続き (口座の登録が亡くなられた本人の口座であった場合、変更が必要です。) ☐ 変更する振込先口座の通帳 ☐ 相続人代表者の印 ※朱肉で押印するもの	親族(相続人代表者)
	問合せ先 介護保険課介護サービス係 (042-335-4470) Email:kaigo01@city.fuchu.tokyo.jp
	期限 速やかに

3-3. 障害福祉に関する手続き

(1) 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳を持っている場合

手続き・必要なもの	届出人
▼手帳の返還 ☐ 亡くなられた方の手帳	親族または代理人
	問合せ先
	障害者福祉課援護係(042-335-4162) E-mail:syougai01@city.fuchu.tokyo.jp
	期限
	速やかに

(2) 難病・小児慢性疾患・大気汚染・肝炎医療費助成、自立支援医療費助成、心身障害者医療費助成(マル障)などの受給者証または医療券の交付を受けている場合

手続き・必要なもの	届出人
▼受給者証または医療券の返還 ☐ 亡くなられた方の受給者証または医療券 ※医療機関にて精算完了後、返還してください。	親族または代理人
	問合せ先
	障害者福祉課援護係(042-335-4162) E-mail:syougai01@city.fuchu.tokyo.jp
	期限
	速やかに

(3) 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、心身障害者(児)福祉手当、重度心身障害者手当、特別児童扶養手当のいずれかの手当を受給されている場合

手続き・必要なもの	届出人
▼各種手当資格喪失届 ※重度心身障害者手当資格喪失届には、届出人の印(朱肉で押印するもの)が必要です。 ▼未支払手当請求 (未支払いの手当がある場合、生計を同一にしていた配偶者または扶養義務者への支払い手続き) ☐ 生計を同一にしていた配偶者または扶養義務者の振込先口座が確認できるもの(通帳など)	親族または代理人
	問合せ先
	障害者福祉課援護係(042-335-4162) E-mail:syougai01@city.fuchu.tokyo.jp
	期限
	速やかに
	その他
	同居のご親族あてに別途手当消滅通知をお送りします。

(4) 心身障害者扶養共済制度の心身障害者が亡くなられた場合

手続き・必要なもの	届出人
必要な書類が異なる場合があります。事前にお問合せください。 ▼弔慰金の給付申請 (年金受給前に、心身障害者が加入者より先、あるいは同時に亡くなられた場合) ☐ 加入者の住民票(心身障害者と同時に死亡したときは、加入者の住民票の除票) ☐ 心身障害者の住民票の除票 ☐ 東京都心身障害者扶養共済制度加入証書(または申立書) ☐ 加入者または加入者遺族の振込先の口座情報が確認できるもの ☐ 届出人の印 ※朱肉で押印するもの ▼心身障害者の死亡届 (年金受給中に心身障害者が亡くなられた場合) ☐ 心身障害者の住民票の除票 ☐ 東京都心身障害者扶養共済制度加入証書(または申立書) ☐ 届出人の印 ※朱肉で押印するもの	加入者または加入者遺族／年金管理者または心身障害者遺族 問合せ先 東京都扶養共済事務センター (03-3344-8633) または 障害者福祉課援護係(042-335-4162) E-mail:syougai01@city.fuchu.tokyo.jp 期限 速やかに

(5) 心身障害者扶養共済制度の加入者が亡くなられた場合(心身障害者の保護者など)

手続き・必要なもの	届出人
必要な書類が異なる場合があります。事前にお問合せください。 ▼年金の給付申請 加入から2年後以降に死亡した場合 ☐ 加入者の死亡診断書若しくは死体検案書 ☐ 加入者の住民票の除票 ☐ 心身障害者の住民票 ☐ 東京都心身障害者扶養共済制度加入証書(または申立書) ☐ 心身障害者または年金管理者の振込先の口座情報が確認できるもの ☐ 届出人の印 ※朱肉で押印するもの 加入から2年以内に死亡した場合 ☐ 死亡証明書(指定様式。東京都扶養共済事務センター及び市に用意してあります) ☐ 加入者の住民票の除票 ☐ 心身障害者の住民票 ☐ 東京都心身障害者扶養共済制度加入証書(または申立書) ☐ 心身障害者または年金管理者の振込先の口座情報が確認できるもの ☐ 届出人の印 ※朱肉で押印するもの	心身障害者または年金管理者 問合せ先 東京都扶養共済事務センター (03-3344-8633) または 障害者福祉課援護係(042-335-4162) E-mail:syougai01@city.fuchu.tokyo.jp 期限 速やかに

手続き・必要なもの	届出人
必要な書類が異なる場合があります。事前にお問合せください。 ▼葬祭料の申請 心身障害者が年金を受け取っていた場合 ☐ 障害者の死亡を証する書類 (住民票の除票または戸籍(除籍)抄本) ☐ 年金証書(または申立書) ☐ 葬祭執行者の住民票(概ね3か月以内に発行されたもの) ☐ 葬祭を執行したことを証する書類(領収書、会葬御礼などの写し) ☐ 葬祭執行者の振込先口座情報が確認できるもの 心身障害者以外が年金を受け取り、本人に代わって管理していた場合 ☐ 障害者の死亡を証する書類 (住民票の除票または戸籍(除籍)抄本) ☐ 年金証書(または申立書) ▼精算金受給者の死亡・未支給金の申請 東京都扶養共済事務センターへ連絡後、必要書類の提出が必要となります。直接ご連絡ください。	年金受取人または葬祭執行者 問合せ先 東京都扶養共済事務センター (03-3344-8633) または 障害者福祉課援護係(042-335-4162) E-mail:syougai01@city.fuchu.tokyo.jp 期限 速やかに

MEMO

[illegible]